兵庫県公報

令和3年7月2日 金曜日 第 221 号

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通

 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

告 示 ○ 土地改良区の定款の変更認可(農地整備課) ○ 道路の区域の変更、供用開始等(道路保全課) ○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施(都市政策課) ○ 平成19年兵庫県告示第425号(都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等)の一部改正(建築指導課) ○ 重要調整池に係る検査の結果(神戸県民センター)	1 1 2 2 37
公 告 ○ 環境影響評価方法書に係る説明会の開催(都市計画課)	38 39 40
県議会事務局公告○ 兵庫県議会情報公開条例の運用状況	41
選挙管理委員会告示 ○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号(市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、 政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定)の一部改正	41

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。 令和3年7月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
	令和3年5月11日
遠方土地改良区	同 月19日
内原土地改良区	同 月31日
寺内土地改良区	同
二ツ石・中田土地改良区	令和3年6月1日
加古川六ケ井土地改良区	同 月4日
上八木土地改良区	同 月8日

兵庫県告示第738号

兵庫県告示第737号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年7月2日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和3年7月2日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和3年7月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類	道 路 <i>C</i>) 🗵	域		
路線名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 加 古 川 三 田 線	三木市細川町豊地字宮西50番3から 同 市細川町豊地字谷田327番2まで	旧	7.0から 11.0まで 11.0から 16.0まで	228. 0 238. 0	迂回路
		新	11.0から 16.0まで	228. 0	一部 予定地

兵庫県告示第739号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民センター長から報告があった。

令和3年7月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 日時

令和3年7月12日(月)午後2時から午後3時まで

2 場所

神戸市長田区浪松町3丁目2番5号 兵庫県西神戸庁舎 4階C会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 株式会社プロトラスト

代表者氏名 丸田時男

事務所所在地 神戸市東灘区御影山手三丁目15番7号 ウィン御影山手402号

免 許 番 号 兵庫県知事(2)第11811号

免 許 年 月 日 令和 3 年 4 月 28 日

兵庫県告示第740号

平成19年兵庫県告示第425号(都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等)の一部を次のように改正する。

^^^^^

令和3年7月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表(加西市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧)を次のように改める。 表(加西市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧)

名称及び条例別表 第3の該当区分	区域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
甲和泉町地区 条例別表第3の3 の項	加西市和泉町字池尻、字万所、字 出口、字先祖口、字西ノ山、字中屋 敷、字ヲクノ谷、字泉田、字中河 内、字西浦及び字宝ノ前の各一部 で別図に示す区域(別図は省略。 以下同じ。)	例(以下「旧条例」とい	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

乙和泉町地区 条例別表第3の3 の項	加西市和泉町字宮ノ前及び字鳥居 元の全部並びに字中垣内、字宝ノ 前、字岡ノ山、字登り口、字出口、 字中屋敷及び字西浦の各一部、野 上町字ョコ枕及び字ニシラ田の各 一部並びに池上町字旅所前の一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
野上町地区 条例別表第3の3 の項	加西市野上町字ニシラ田、字ヨコ 枕、字大日前、字大年前、字カタギ ヤシキ、字大年元、字ハザマ、字ダ ケノ上、字影の木、字ワキ田及び 字六ノ坪の各一部並びに池上町字 旅所前の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
池上町地区 条例別表第3の3 の項	加西市池上町字内畑の全部並びに 字宮ノババ、字旅所、字旅所前、字 石橋、字田畑、字薬師谷、字前田、 字長尾、字サガリ及び字坂本の各 一部並びに野上町字ニシラ田の一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
山田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山田町字東谷、字上村ナカ、字釜ノ口、字村西、字芝崎、字千後、字下村中、字サクラノ坪、字六 反田、字廣畑、字観音堂、字八ヶ田、字馬ケ谷及び字西ラの各一部 並びに和泉町字小宝瀬、字五反田 及び字若宮の各一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (平成29年4月4日)
山田町地区 条例別表第3の5 の項	加西市山田町字六反田及び字広畑 の各一部並びに馬渡谷町字下垣内 の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規 定する工場等誘導区域 (加西市既存事業所活 用型(拡張タイプ))に 建築できる建築物	平成29年4月4日
満久町地区 条例別表第3の3 の項	加西市満久町字村前、字村東、字 村内、字西ノ芝、字西僧、字峠、字 サコダニ、字池尻、字大西、字一本 松、字中野及び字朝川の各一部で 別図に示す区域		平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
島町地区 条例別表第3の3 の項	加西市島町字屋敷田及び字丸町の 全部並びに字土橋、字横ケ谷及び 字大北の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
西野々町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西野々町字才ノ神及び字内端の全部並びに字沢ノ堂、字高尾、字カナヤ、字六地蔵、字アンカハナ、字青地及び字宮後の各一部、池上町字宮ノババ、字御宿カチ及	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)

	び字旅所の各一部並びに和泉町字 西浦の一部で別図に示す区域		
西野々町地区 条例別表第3の5 の項	加西市池上町字岡崎の一部及び別 府町字岡崎の一部で別図に示す区 域	別表第1の9の項に規 定する工場等誘導区域 (加西市既存事業所活 用型(拡張タイプ))に 建築できる建築物	平成29年4月4日
	加西市西野々町字小沢及び字ソ ブ々の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規 定する工場等誘導区域 (加西市地域産業振興 型)に建築できる建築物	平成29年4月4日
馬渡谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市馬渡谷町字中ノ垣内、字村 下、字施筆、字山添、字東山、字下 垣内、字野手、字イナバ、字掘ノ 元、字中谷、字児ケ谷及び字ソト ワクチの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
	加西市馬渡谷町字中ノ垣内、字村 下、字下垣内、字イナバ、字中谷及 び字ソトワクチの各一部で別図に 示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成26年7月25日
大工町地区 条例別表第3の3 の項	加西市大工町字中のかちの全部並びに字けこうじ口、字森ノ本、字寺ノ下、字松ノ下、字向イダ、字広畑ケ及び字ウエンダの各一部並びに馬渡谷町字施筆の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日
	加西市大工町字中のかち、字けこうじ口、字森ノ本、字松ノ下、字向 イダ及び字広畑ケの各一部で別図 に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成25年2月26日
鍛治屋町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鍛冶屋町字石原、字千尾岡、字山ノ谷、字大池尻、字内ガチ、字村上及び字玉谷池ノ内の各一部並びに馬渡谷町字トホリの一部で別図に示す区域	別表第1の13の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅型)に建築できる建築 物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日 (令和元年10月18日
	加西市鍛冶屋町字村上の一部で別 図に示す区域	別表第1の14の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市新規居住者 住宅型)に建築できる建 築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日 (令和元年10月18日

	加西市鍛治屋町字千尾谷、字村下、字内ガチ、字スゲ田、字村上、字若宮、字籠下及び字玉谷池ノ内の各一部並びに馬渡谷町字トホリの一部で別図に示す区域	別表第1の15の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅・地域生活利便性回復 型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日) (令和2年8月7日)
	加西市鍛冶屋町字千尾谷及び字村 上の各一部で別図に示す区域	別表第1の16の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
鍛治屋町地区 条例別表第3の8 の項	加西市鍛治屋町字大畑ケの一部で別図に示す区域	別表第1の21の項に規 定する地域資源活用区 域(加西市農業資源活用 型)に建築できる建築物	令和2年8月7日
油谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市油谷町字宮ノ下、字宮田、字奥池尻、字東池流、字丸山、字大畑ケ、字赤坂、字山ノ谷及び字中谷の各一部、鍛治屋町字千尾岡の一部並びに田谷町字高月の一部で別図に示す区域	別表第1の13の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅型)に建築できる建築 物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市油谷町字宮田、字奥池尻、字三十八口、字山ノ谷、字橋ノ元 及び字旅所の各一部並びに田谷町 字高月及び字宮ノ東の各一部で別 図に示す区域	別表第1の15の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅・地域生活利便性回復 型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
田谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市田谷町字岩ハナの全部並びに字佃、字前田、字ソノカチ、字塚原、字門ハナ、字大木ノ上、字ドウ田、字上ノ山、字ハソバ、字栗田、字森ケ内、字宮ノ東、字梅ケ坪、字高尾、字ロクロ谷及び字梨ケ谷の各一部並びに国正町字西小谷、字山ノロ及び字塚原で別図に示す区域		平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市田谷町字門ハナ及び字前田 の各一部で別図に示す区域	別表第1の14の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市新規居住者 住宅型)に建築できる建 築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市田谷町字佃、字ソノカチ、字ドウ田、字前田、字丁田、字上ノ山、字栗田、字高尾、字井ノ上、字門ハナ及び字福手山の各一部で別図に示す区域	別表第1の15の項に規定する地域活力再生等区域(加西市地縁者等住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)

	加西市田谷町字前田、字佃、字上ノ山及び字丁田の各一部で別図に示す区域	別表第1の16の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
国正町地区 条例別表第3の3 の項	加西市国正町字上所、字下所、字 西羅、字前田、字小屋ノ下、字折渡 り、字迎所、字辻ノ前、字切池、字 乳母ヶ谷、字五助ヶ谷、字宮ノ浦、 字御霊谷、字尾筋、字スケン上、字 四辻、字小谷及び字宮ノ前の各一 部並びに田谷町字井ノ上の一部で 別図に示す区域	別表第1の13の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅型)に建築できる建築 物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市国正町字辻ノ前及び字乳母 ヶ谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の14の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市新規居住者 住宅型)に建築できる建 築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市国正町字下所、字西羅、字中曽根、字小屋ノ下、字折渡り、字迎所、字金山、字濁池及び字四辻の各一部並びに田谷町字井ノ上の一部で別図に示す区域	別表第1の15の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅・地域生活利便性回復 型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市国正町字折渡りの一部で別 図に示す区域	別表第1の16の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市新規居住者 住宅・地域生活利便性回 復型)に建築できる建築 物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市国正町字上所、字下所、字中曽根、字長台及び字濁池の各一部で別図に示す区域	別表第1の19の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等小 規模事業所・住宅型)に 建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市国正町字四辻ノ上の一部で 別図に示す区域	別表第1の20の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地区住民小 規模事業所・住宅型)に 建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
小印南町地区 条例別表第3の3 の項	加西市小印南町字峰山、字西、字 西前、字前中、字前東、字アラ内、 字赤坂、字上代、字本村、字石ノ 脇、字前田、字林ノ下、字大内、字 迎山、字二反田、字アシ谷、字枝	別表第1の13の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅型)に建築できる建築 物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)

	谷、字東野、字壱丁歩西及び字落 合の各一部並びに油谷町字前田、 字西ノ岡及び字草野の各一部で別 図に示す区域 加西市小印南町字坂ノ尾、字アラ	別表第1の14の項に規	 平成19年4月3日
	内及び字上代の各一部で別図に示す区域	定する地域活力再生等 区域 (加西市新規居住者 住宅型) に建築できる建 築物	(平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市小印南町字西、字西前、字 前中及び字前東の各一部並びに油 谷町字草野の一部で別図に示す区 域	別表第1の15の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅・地域生活利便性回復 型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市小印南町字西、字前東、字 石ノ脇及び字東野の各一部、油谷 町字草野の一部、田谷町字野添の 一部並びに青野町字上ノ畑及び字 下ノ畑の各一部で別図に示す区域	別表第1の19の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等小 規模事業所・住宅型)に 建築できる建築物	平成26年7月25日 (令和元年10月18日)
青野町地区 条例別表第3の3 の項	加西市青野町字流尾、字中垣内、字下垣内、字林ノ谷、字岡、字山ノ谷、字上垣内、字上大澤、字出口池尻、字上ノ畑、字堂ノ元、字中大澤、字上平黒及び字上皿池の各一部並びに都染町字松尾の一部で別図に示す区域	別表第1の13の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅型)に建築できる建築 物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市青野町字中垣内、字流尾、字堂ノ元、字上垣内及び字上大澤 の各一部で別図に示す区域	別表第1の14の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市新規居住者 住宅型)に建築できる建 築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市青野町字中垣内、字下垣内、字土手ノ内、字上垣内、字上垣内、字上大澤 及び字堂ノ元の各一部で別図に示す区域	別表第1の15の項に規 定する地域活力再生等 区域(加西市地縁者等住 宅・地域生活利便性回復 型)に建築できる建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市青野町字長谷、字流尾、字山ノ谷、字堂ノ元、字上ノ畑、字中大澤、字出口池尻及び字上大澤の各一部で別図に示す区域	別表第1の16の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅・地域生活利便性回復型)に建築できる建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市青野町字中垣内及び字堂/ 元の各一部で別図に示す区域	別表第1の17の項に規 定する地域活力再生等	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

		区域 (加西市地縁者等住宅・地域生活利便性増進型) に建築できる建築物	(令和元年10月18日
	加西市青野町字堂ノ元及び字上大 澤の各一部で別図に示す区域	別表第1の18の項に規定する地域活力再生等区域(加西市新規居住者住宅・地域生活利便性増進型)に建築できる建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
殿原町地区 条例別表第3の2 の項	加西市殿原町字辻井の一部で別図に示す区域	別表第1の1の項に規 定する工場、店舗等周辺 区域(中国道加西インタ 一北部産業施設集積型) に建築できる建築物	平成25年12月27日 (令和元年10月18日)
殿原町地区 条例別表第3の3 の項	加西市殿原町字前田、字上川原、字金山辻、字井ノ元、字丁田、字倉ノ坪、字柳田、字上ノ垣内、字大将垣内、字西市岡、字東市岡、字桃梨子、字甲田、字土ノ坪及び字権現谷の各一部並びに上野町字高橋の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和元年10月18日)
	加西市殿原町字上川原、字上ノ垣 内、字大将垣内、字前田、字西市 岡、字東市岡、字土ノ坪及び字桃 梨子の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成26年7月25日 (令和元年10月18日)
鴨谷町地区 条例別表第3の2 項	加西市鴨谷町字谷田、字山崎及び 字道々の各一部並びに殿原町字竹 島及び字ソトバの各一部で別図に 示す区域	別表第1の2の項に規 定する工場、店舗等周辺 区域(県道大和北条停車 場線沿道産業施設集積 型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
鴨谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鴨谷町字前垣内の全部並びに字中垣内、字小山、字後垣内、字厳嶋、字宮ノ下、字大木、字道々、字延引、字大日前、字清水、字塩谷、字妙売坂、字池尻、字上中後、字小牧、字少婦谷、字池ノ内、字宮谷、字カヤ尻、字大年浦、字安井、字中曽根及び字谷田の各一部並びに殿原町字下川原、字公事山、字草ノ木及び字青石の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市鴨谷町字前垣内の全部並び に字中垣内、字小山、字後垣内、字 厳嶋、字道々、字塩谷、字宮谷、字	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業	平成26年7月25日

	安井、字中曽根及び字谷田の各一 部で別図に示す区域	所区域型) に建築できる 建築物	
笹倉町地区 条例別表第3の3 の項	加西市笹倉町字フカタ、字東カイ チ、字西カイチ、字安カハナ、字小 竹生、字出口、字城ノ岡、字堂ノ 上、字堂ノ下、字ハザイ、字小向、 字前山、字池田、字アンノ上及び 字川ノ上の各一部並びに中富町字 黒田の一部で別図に示す区域		平成19年4月3日 (平成26年7月25日 (平成29年4月4日
	加西市笹倉町字安カハナ、字小竹 生、字出口、字城ノ岡、字堂ノ上、 字堂ノ下、字ハザイ、字小向、字前 山及び字川ノ上の各一部で別図に 示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成29年4月4日
笹倉町地区 条例別表第3の5 の項	加西市笹倉町字サカサマノ東の一 部で別図に示す区域	別表第1の10の項に規 定する工場等誘導区域 (加西市既存事業所活 用型(用途変更タイプ)) に建築できる建築物	平成29年4月4日
中富町地区 条例別表第3の3 の項	加西市中富町字宮ノ元の全部並びに字大将軍、字磯部、字西ノ下、字森ヶ坪、字平田、字前田、字落合、字若宮、字池ノ下、字丁市、字ハヌキ、字初沢、字初沢川原、字舟山添及び字寿仙寺の各一部並びに満久町字大西の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
越水町地区 条例別表第3の3 の項	加西市越水町字若宮、字池ノ上、字宮田及び字谷の各一部、中富町字椿の一部、北町字鈴ケ森の一部並びに殿原町字鈴ケ森、字寺ノ前、字大将垣内、字谷及び字辻井の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
	加西市殿原町字鈴ケ森、字大将垣 内、字谷及び字辻井の各一部で別 図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成26年7月25日
北町地区 条例別表第3の3 の項	加西市北町字前畑の全部並びに字 山根及び字谷田の各一部、殿原町 字谷及び字鈴ケ森の各一部、越水 町字池ノ下の一部、別所町字西山 及び宮ハダの各一部並びに上野町 字池ノ下及び字野根の各一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日

別所町地区 条例別表第3の3 の項	加西市別所町字千貫谷、字カミ垣、字前田、字宮ノ前、字上ノ山、字茶屋ノ元、字松ノ元、字ソブソブ、字池ノ内、字西谷及び字西山の各一部、満久町字一本松の一部並びに北町字大西野及び字谷田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日) (令和2年8月7日)
	加西市別所町字千貫谷、字カミ垣、字前田、字宮ノ前、字茶屋ノ元、字 ソブソブ、字池ノ内、字西谷及び 字西山の各一部並びに満久町字一 本松の一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成25年12月27日 (令和2年8月7日)
別所町地区 条例別表第3の5 の項	加西市別所町字宮ノ前、字上ノ山、字カミ垣、字ソブソブ及び字池ノ 内の各一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規 定する工場等誘導区域 (加西市既存事業所活 用型(拡張タイプ))に 建築できる建築物	平成25年12月27日 (令和2年8月7日)
上野町地区 条例別表第3の3 の項	加西市上野町字高橋、字朝垣、字村間、字池ノ下及び字野根の各一部並びに殿原町字寺ノ前及び字大歳前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
田原町地区 条例別表第3の3 の項	加西市田原町字カマエ及び塩カラの全部並びに字大坪、字山田、字瓦ヶ山、字森田、字川原釜、字稲荷前、字アシカ、字稲荷、字中ノ峠、字大歳、字竹ヶ鼻、字西垣内、字門田、字木原、字局、字宮ノ前、字城ヶ辻、字ヌノ尻、字前、字清水、字小山田、字木ノ下、字中垣内、字天道、字ョフズ、字宮ノ下、字恋場、字ノギ、字宝蔵坊、字蔵ノ前、字岩ケ淵、字小山、字カイソウ及び字堂ノ前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
網引町地区 条例別表第3の3 の項	加西市網引町字灰田の全部並びに字小芝、字上灰田、字王子原、字茶木之元、字堀ノ前、字中垣内、字東垣内、字針田、字才ノ木、字辻ノ外、字市場、字上垣内、字西ノ窪、字芥田屋敷、字大藪ノ後、字北畑、字は山、字宮ノ後及び字宮ノ前の各一部並びに栄町字三木道西の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
南網引町地区 条例別表第3の3 の項	加西市網引町字菰池、字鴨ヶ谷、 字脇田、字向田、字阿弥陀山ノ下、 字赤松ヶ尾、字奥ノ田、字硯ヶ岡、	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

	字段山及び字糖塚の各一部で別図 に示す区域		
	加西市網引町字向田、字阿弥陀山 ノ下、字赤松ヶ尾及び字奥ノ田の 各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成26年7月25日
栄町地区 条例別表第3の3 の項	加西市栄町字高山上大道北一、字 高山上大道北二、字村前、字高山 上大道南一、字高山上大道南二、 字五領道西、字三木道西一、字大 道南、字三木道西二、字三木道北 二、字三木道南一、字三木道北一 及び字赤坂下の各一部、網引町字 北山及び字上灰田の各一部並びに 桑原田町字板屋及び字桑畑ケの各 一部で別図に示す区域		平成19年4月3日 (平成26年7月25日
桑原田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市桑原田町字中条垣内の全部 並びに字堂ノ前、字薬師ノ元、字 池ノ下、字宮ノ前、字西ノ前、字西 ノ垣内、字長畑ケ、字二ノ宮ノ元、 字北野畑ケ、字高町、字春井、字桑 畑ケ、字野畑ケ及び字南山の各一 部並びに栄町字高山上大道北二の 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
	加西市桑原田町字宮ノ前、字西ノ 前、字西ノ垣内、字長畑ケ、字二ノ 宮ノ元、字春井及び字南山の各一 部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成26年7月25日
繁陽町地区 条例別表第3の3 の項	加西市繁昌町字流、字上田、字流 ウラ、字恋ノ尻、字ウチ田、字藤ノ 木、字翁谷、字ウリヤ、字岸ノ上、 字山添、字清洞、字北惣中及び字 南惣中の各一部並びに桑原田町字 アラ内の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
繁昌町地区 条例別表第3の3 の項	加西市繁昌町字山ノ脇、字北山、字川西、字椋ノ木、字熊谷、字順礼川原、字五六、字今天神、字沢田、字中田、字川原、字東条、字大山、字中村、字大坪、字若の下、字ハヌキ原、字ヲワン、字百代寺下、字成福寺、字山畑、字藪添、字神谷田、字中嶋、字柳原、字山ノ辻、字宮ノ下、字江ワキ、字田角、字森ガハナ	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日

	及び字大井の各一部で別図に示す 区域		
	加西市繁昌町字中田、字川原、字 東条、字大山、字中村、字大坪、字 ハヌキ原、字ヲワン、字山畑、字柳 原、字江ワキ及び字森ガハナの各 一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成26年7月25日
繁昌団地自治会地 区 条例別表第3の3 の項	加西市繁昌町字今天神及び字小池 上の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
上宮木町地区 条例別表第3の3 の項	加西市上宮木町字住吉西、字土井 ノ内、字居垣、字ヲイノ元、字山サ ノ前、字出口、字溝ノ上、字西居 垣、字深町、字落ヶ池、字前田及び 字帰り垣の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
下宮木村町地区 条例別表第3の3 の項	加西市下宮木町字住吉前及び字井 ノ上の全部並びに字内屋敷、字宮 ノ元、字井上西、字吉田及び字薬 師西の各一部並びに上宮木町字住 吉西、字居垣及び字土井ノ内の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日 (平成26年7月25日
下宮木町地区 条例別表第3の3 の項	加西市下宮木町字住吉前及び字井 ノ上の全部並びに字内屋敷、字宮 ノ元、字井上西、字吉田及び字薬 師西の各一部並びに上宮木町字住 吉西、字居垣及び字土井ノ内の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日 (平成26年7月25日
鶉野上町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鶉野町字段ノ内、字家塚浦、字飯森前、字家塚前、字段ノ池尻、字家塚、字上門前、字東門前、字西門前及び字大願地の各一部、豊倉町字荻原の一部並びに上宮木町字水正の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
鶉野南町地区 条例別表第3の2 の項	加西市鶉野町字東大下及び字東瀬 広の各一部、田原町字宮ノ谷、字 皆田口及び字大将軍の各一部並び に中野町字南上山の一部で別図に 示す区域	別表第1の3の項に規 定する工場、店舗等周辺 区域 (鶉野南町国道372 号沿道産業集積型)に建 築できる建築物	平成26年7月25日
鶉野南町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鶉野町字東瀬広、字西瀬広、 字西大下、字西小下及び字東大下 の各一部、田原町字カイソウ、字 瀬広及び字猿楽の各一部並びに東	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日

	笠原町字向及び字蓮垣内の各一部 で別図に示す区域		
都染町地区 条例別表第3の3 の項	加西市都染町字北垣内、字岡垣内、 字南垣内、字村前、字柿ノ木及び 字谷田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
別府西町地区 条例別表第3の3 の項	加西市別府町字桃子野、字栗ノ木、字岡開地、字釜ヶ辻、字ナメラ、字石ヶ坪、字明神山、字馬谷、字王子山、字桃子岡、字古川、字上万田、字渕ノ垣内、字山本及び字桃子の各一部、山枝町字桃子野の一部、朝妻町字野田の一部、常吉町字鳥ケ池跡の一部並びに都染町字ブラの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
別府中町地区 条例別表第3の3 の項	加西市別府町字大林の全部並びに 字池ノ方、字茶屋ヶ岡、字高瀬、字 北ヶ池、字南ノ岡、字前垣内、字花 ノ池尻、字大道池下、字上垣内、字 上三条、字野手、字上ケ池下、字寺 田岡、字五良ケ池東及び字小池下 の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和3年7月2日)
	加西市別府町字高瀬、字北ヶ池、 字南ノ岡、字前垣内、字花ノ池尻、 字大道池下、字上垣内、字野手、字 上ケ池下及び字小池下の各一部で 別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成26年7月25日 (令和3年7月2日)
別府東町地区 条例別表第3の3 の項	加西市別府町字南細沢、字野ケ地、字柿木谷、字唐図池下、字神田ヶ谷、字餅池下、字野田、字堀切、字竹ノ元、字唐図池東、字上細沢、字小池下、字神田前、字東ノ岡、字南ノ岡、字北ノ芝、字芝崎、字長畠、字下常及び字草野の各一部、青野町字草野の一部並びに都染町字野堂の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
常吉町地区 条例別表第3の3 の項	加西市常吉町字南畑、字構、字中 川原、字芝崎、字前田、字小池ノ 跡、字西ノ下、字山崎、字東畑、字 池ノ内、字井ノブ、字熊谷、字柿木 谷、字山崎畑、字北開地、字瀧ノ 上、字西ホ及び字清水尻の各一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和2年8月7日)
朝妻町地区 条例別表第3の3 の項	加西市朝妻町字御蔵垣内、字毘沙門ノ下、字新池ノ下、字アンノ上、字落ケ池ノ下、字大歳浦、字脇田、	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)

	字清サ、字古垣内、字池ノ上、字中垣内、字池ノ内、字野手、字道ノ上、字ヲトノ、字野田、字丸山、字柄見、字竹ノ下、字家ノ下、字下井、字カヤ原、字筧詰、字南垣内、字東山、字与四郎ケ岡、字安楽寺及び字川原の各一部、繁昌町字大柳、字百代寺及び字天神の各一部並びに山枝町字安楽寺及び字桃子野の各一部で別図に示す区域		
	加西市朝妻町字御蔵垣内、字アン ノ上、字ヲトノ、字野田、字丸山、 字家ノ下及び字下井の各一部、繁 昌町字大柳の一部並びに山枝町字 桃子野の一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成25年12月27日
豊倉町地区 条例別表第3の2 の項	加西市豊倉町字山ノ谷の一部及び 玉野町字飯森野の一部で別図に示 す区域	別表第1の4の項に規定する工場、店舗等周辺区域(県道玉野倉谷線沿道商業・サービス施設集積型)に建築できる建築物	平成25年12月27日
	加西市豊倉町字山ノ谷及び字飯森 の各一部、玉野町字飯森野の一部 並びに中西町字広野の一部で別図 に示す区域	別表第1の5の項に規 定する工場、店舗等周辺 区域(県道玉野倉谷線沿 道流通業施設集積型)に 建築できる建築物	平成25年12月27日
豊倉町地区 条例別表第3の3 の項	加西市豊倉町字上村北、字北ノ後、字上村下、字上村、字上村、字三ノ谷、字池ノ下、字中村、字中村下、字下村下、字宮中、字下村、字北ノ山、字岸ノ上及び字萩原の各一部並びに		平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
	加西市豊倉町字上村下、字上村、字池ノ下、字中村、字中村、字中村下、字下村及び字萩原の各一部並びに鶉野町字段ノ内及び字大願寺の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成25年12月27日
玉野町地区 条例別表第3の3 の項	加西市玉野町字前垣内、字竹カ端、字鍛冶屋垣内、字堂ノ前、字宮ノ谷、字天川、字西ノ岡、字西脇、字大坪、字内垣内、字柿ノ木、字彦三、字飯盛野、字内町、字昆沙門、字堂ノ本、字堂ノ上、字越後橋、字カヤ田、字川ノ上、字横辻、字宮ノ	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

	前、字西山及び字長法寺の各一部、 玉丘町字宮ノ前峠、字宮ノ前堂ノ 東、字宮ノ前地蔵西及び字長倉出 水の各一部並びに山枝町字壱丁田 の一部で別図に示す区域		
山枝町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山枝町字入道ヶ谷、字桃子野、字小正開地、字壱丁田、字村内、字村前、字坂本、字安楽寺、字池ノ尻、字山ノ上、字廣長及び字東山の各一部、朝妻町字野田の一部並びに別府町字桃子野の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (平成29年4月4日)
山枝町地区 条例別表第3の5 の項	加西市山枝町字桃子野の一部及び 別府町字桃子野の一部で別図に示 す区域	別表第1の9の項に規 定する工場等誘導区域 (加西市既存事業所活 用型(拡張タイプ))に 建築できる建築物	平成29年4月4日
玉丘町地区 条例別表第3の3 の項	加西市玉丘町字芳ヶ端、字水塚、 字宮ノ前、字宮ノ前西、字北山、字 逆、字宮ノ前地蔵西及び字芳ヶ端 下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市玉丘町字芳ヶ端及び字逆の 各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成26年7月25日
青野原町地区 条例別表第3の3 の項	加西市青野原町字草野の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
福住東町地区 条例別表第3の3 の項	加西市福住町字南垣内及び字柳町 の全部並びに字宮ノ下、字田中ノ 下、字後之谷、字中長、字立石、字 久保田、字作リ上、字北垣内、字鎌 田、字構イ、字蔵ケ坪及び字ウシ ロの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
福住西町地区 条例別表第3の3 の項	加西市福住町字村前、字中長、字 後之谷及び字堀畑の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
山下西町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山下町字峯ノ坊、字畑谷、 字浦上、字中條、字寺門、字田積、 字門前、字貝積、字城山及び字樽 井の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市山下町字貝積の一部で別図 に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等	平成26年7月25日

		区域 (地縁者小規模事業 所区域型) に建築できる 建築物	
山下中町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山下町字堂ノ端の全部並び に字井ノ奥、字畑谷、字五反田、字 岩ノ奥、字山中、字北所、字浦上、 字高尾及び字樽井の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
山下東町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山下町字下條の全部並びに 字虫啼野、字崇ラ谷、字御車下、字 家中、字廣元、字中ノ坪、字新池 尻、字流川、字池ノ首、字大ヶ岡、 字堂ノ上、字御車、字紺屋垣内、字 向ヒ山、字土井畑、字五反田、字池 田、字上中ノ坪、字峠、字丸山、字 北田、字大連山、字千原及び字中 ノ池尻の各一部並びに吉野町字無 現山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
	加西市山下町字峠及び字丸山の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成26年7月25日
西横田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西横田町字井ノ熊の全部並びに字垣内、字前田、字大坪、字東浦、字西ノ前、字岡ノ辻、字向垣内、字正角、字久語、字池田、字下モ田、字戸谷、字堂ノ下、字寺山及び字門前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
東横田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市東横田町字垣内の全部並び に字堂ノ鼻、字藪下、字北山、字宮 ノ東、字宮ノ前、字西池下、字長坂 及び字長ヲサの各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
鎮岩町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鎮岩町字田中、字中代、字 東前、字加庄庵、字ハサコ、字西ノ 岡、字堂ノ西、字弁才天、字塩ノ 山、字下モ代、字町寄セ、字東ラ、 字コブチ、字大道及び字風呂ノ浦 の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
	加西市鎮岩町字田中、字中代、字 東前、字堂ノ西、字町寄セ、字東 ラ、字コブチ及び字大道の各一部	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業	平成26年7月25日

	で別図に示す区域	所区域型) に建築できる 建築物	
鎮岩町地区 条例別表第3の5 の項	加西市鎮岩町字宿ノ前及び字古鎮 岩の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物	平成25年2月26日
岸呂町地区 条例別表第3の3 の項	加西市岸呂町字池ノ尻、字柳ノ内、字福田、字寺垣内、字掘越及び字 宮西の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
東長町地区 条例別表第3の3 の項	加西市東長町字村前の全部並びに 字助友、字村下、字井ノ部、字道ノ 下及び字分ノ町の各一部並びに西 長町字村下及び字藪下の各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
西長町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西長町字扇子平山、字小谷 口、字南ノ垣、字西ノ垣、字北ノ 垣、字東ノ垣、字藪下、字村下、字 五反田、字岡ノ前、字岡、字二反 田、字天田、字大平山及び字川原 中の各一部、東長町字繁野の一部 並びに両月町字牛谷の一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
東剣坂町地区 条例別表第3の3 の項	加西市東剣坂町字村中の全部並びに字経尾、字上ノ馬場、字寺崎、字下ノ馬場、字上ノ大道、字堂ノ前、字大沢ノ内、字澤、字米山、字鍋柳、字堀ノ尻、字村前、字土矢倉、字上代及び字大坪の各一部並びに西剣坂町字河高及び字小谷口の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
東剣坂町地区 条例別表第3の5 の項	加西市東剣坂町字上代の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物	平成24年 6 月26日
西剣坂町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西剣坂町字狐谷、字城ヶ奥、 字油ケ谷、字西上ノ山、字尾前奥、 字廣畑ケ、字薩高、字山根、字松 本、字千原、字村中、字町田、字深 田、字河高及び字小谷口の各一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
中山町地区 条例別表第3の3 の項	加西市中山町字宮ノ下、字梨谷、 字溝田ノ上、字西垣内、字東垣内、 字池ノ谷、字大将軍、字山ノ口、字 清蔵ケ谷、字清水返及び字本谷の 各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
大柳町地区	加西市大柳町字石ノ本、字泥口、	旧条例別表第3の1の	平成19年4月3日

条例別表第3の3の項	字下垣内、字小久語、字中山口、字 千谷口、字赤阪、字向ヒ、字ダル、 字奥垣内、字向ヒ石ノ本、字中蔵 口及び字梨谷の各一部並びに中山 町字梨谷及び字山ノ口の各一部で 別図に示す区域	項に規定する建築物	(平成26年7月25日)
王子町地区 条例別表第3の3 の項	加西市王子町字小池ノ谷、字小峠、字戒池ノ下、字野田、字野中、字北角、字垣内、字拾町歩及び字宮ノ前の各一部並びに戸田井町字南カイチの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市王子町字小池ノ谷、字小峠 及び字拾町歩の各一部で別図に示 す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成26年7月25日
戸田井町地区 条例別表第3の3 の項	加西市戸田井町字川ノ上、字村西、字深田、字薬師前、字竹ノ下、字南カイチ及び字村東の各一部並びに両月町字郡長の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
両月町地区 条例別表第3の3 の項	加西市両月町字平林、字大ケ池尻、字村前、字高町、字郡長、字村ノ内、字馬橋及び字宮ノ本の各一部並びに戸田井町字村西の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
大村町地区 条例別表第3の3 の項	加西市大村町字宮ノ前の全部並び に字越前、字六ノ坪、字前ノ下、字 西ノ垣内、字宮ノ後、字池ノ下、字 堂山、字上ノ山、字瀧ノ方、字京前 及び字掘町の各一部で別図に示す 区域		平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
大村町地区 条例別表第3の5 の項	加西市大村町字下平田の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物	平成21年4月7日
尾崎町地区 条例別表第3の3 の項	加西市尾崎町字後山添及び字西ラ畑の全部並びに字山ノ間、字西ノ脇、字京十万、字蒸セノ山、字タイシャク谷、字野池、字西ノ岡及び字加門ケ下の各一部、中西町字サノキ谷及び字広野の各一部、大村町字越前、字加門ケ下、字六ノ坪、字京十万及び字堂山の各一部並びに段下町字東野、字奥山及び字戸中の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日) (平成30年3月27日)

	加西市尾崎町字西ラ畑、字山ノ間、字西ノ脇、字蒸セノ山、字タイシャク谷及び字西ノ岡の各一部並びに大村町字越前、字加門ケ下、字六ノ坪及び字京十万の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成25年12月27日
段下町地区 条例別表第3の3 の項	加西市段下町字宮垣内の全部並びに字宮ノ上、字後口代、字池ノ内、字戸中、字庄司ヶ谷、字中ノ垣内、字林ケ谷、字乙池、字向山、字皿池 民、字開キ、字二反田及び字中曽根の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
	加西市段下町字後口代、字戸中、字中ノ垣内、字乙池、字向山、字二 反田及び字中曽根の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成26年7月25日
中西南町地区 条例別表第3の3 の項	加西市中西町字垣内、字サノキ谷、字へノ沢及び字谷口の各一部並び に大村町字加門ケ下の一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
中西北町地区 条例別表第3の3 の項	加西市中西町字上ノ岡、字岡、字 堂ケ谷、字向井、字垣内、字トリ テ、字大林及び字才ノ神の各一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
琵琶甲町地区 条例別表第3の3 の項	加西市琵琶甲町字堂ノ前、字西谷、字東谷、字鍋垣内、字大年谷、字宮 ノ前及び字垣内の各一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
新生町地区 条例別表第3の3 の項	加西市新生町の全部並びに琵琶甲 町字広野及び字東谷の各一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
野条町地区 条例別表第3の3 の項	加西市野条町字中ノ角の全部並びに字上西谷、字西谷、字中尾、字高町、字中ノ下、字上南谷、字藪敷、字北ノ端、字古池、字東茨谷、字上北ノ端及び字南茨谷の各一部、琵琶甲町字広野及び字東谷の各一部並びに鶉野町字西中沢及び字西上沢の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
牛居町地区 条例別表第3の3 の項	加西市牛居町字殿垣内の全部並び に字池ノ後、字松ノ内、字鳥バミ、 字薮下、字下平ノ沢、字赤坂、字権 兵衛野、字平ノ沢及び字普代ノ垣	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日

	内の各一部並びに琵琶甲町字堂/ 前及び字西谷の各一部で別図に示 す区域		
上野田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市野田町字後山、字アン林、字岡本、字田中ノ内、字溝向及び字野田代の各一部並びに西笠原町字大谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
東野田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市野田町字道下の全部並びに 字田中ノ内、字溝向、字三辻、字鳥 居本、字上戸、字中スカエ、字カミ 田、字シボラ、字土居ノ内、字岡本 及び字六ケ坪の各一部、西笠原町 字北ノ谷、字カミ田、字六ケ坪及 び字上戸の各一部、東笠原町字北 田山、字北田及び字薬師ノ下の各 一部、牛居町字森井及び字池ノ後 の各一部並びに王子町字王子クゴ の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (令和3年7月2日)
	加西市野田町字六ヶ坪の一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	令和3年7月2日
東笠原町地区 条例別表第3の3 の項	加西市東笠原町字才ノ神、字下河原、字上澤、字下澤、字川田、字沖、字中溝、字山ノ下、字東山、字前及び字向の各一部並びに西笠原町字クゴの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
東笠原町地区 条例別表第3の8 の項	加西市東笠原町字東山の一部で別 図に示す区域	別表第1の12の項に規 定する地域資源活用区 域(鶉野飛行場南部歴史 資源活用型)に建築でき る建築物	平成29年4月4日
西笠原町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西笠原町字北ノ谷、字大谷、字六蔵、字前垣内、字藪ノ上、字山本、字野垣内、字上西、字永長、字奥垣内、字クゴ及び字上戸の各一部、野田町字志ボラ及び字アン林の各一部並びに東笠原町字オノ神及び字前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
	加西市西笠原町字大谷、字前垣内、 字藪ノ上、字山本及び字クゴの各 一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる	平成25年12月27日

		建築物	
	加西市西笠原町字大谷の一部及び 野田町字アン林の一部で別図に示 す区域	別表第1の8の項に規 定する地域活力再生等 区域(西笠原グリーンタ ウン型)に建築できる建 築物	平成25年12月27日
三口町地区 条例別表第3の3 の項	加西市三口町字善坊、字市場、字 上ノ山、字北山、字西所、字西角、 字村中、字大坪、字東野、字村前、 字イナバ及び字稲所の各一部、坂 本町字北山及び字西角の各一部並 びに西笠原町字大谷及び字六蔵の 各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日
	加西市三口町字善坊、字市場、字 上ノ山、字北山、字西所、字西角、 字東野、字村前、字イナバ及び字 稲所の各一部、坂本町字北山の一 部並びに西笠原町字六蔵の一部で 別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成25年12月27日
坂本町地区 条例別表第3の3 の項	加西市坂本町字上ノカチ、字西ノカチ、字東ノカチ、字二ツ池ノ下、字大谷口、字赤坂、字馬場先、字中ノ坪、字セツホク、字北山、字猫尾、字西ノ沢及び字出口の各一部並びに三口町字北山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成25年2月26日
倉谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市倉谷町字中屋敷、字永長、字下苗代、字神小垣内、字北ノ側、字湯出ノ坪、字渋田、字芋畦及び字焼野の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
千ノ沢町地区 条例別表第3の3 の項	加西市倉谷町字油田坪、字東ノ谷、字戸井町坪、字宮ノ東、字八分、字 筒ケ池ノ内、字曽崎坪及び字裏山 の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
	加西市倉谷町字宮ノ東、字八分、字筒ケ池ノ内及び字裏山の各一部 で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成26年7月25日
北条町小谷地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町小谷字下鴻谷、字東 垣内、字四反田、字下垣内、字上垣 内、字祢々田、字中溝、字太谷、字 音ケ谷、字上鴻谷及び字城山の各 一部並びに北条町北条字堀池の一	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日

	部で別図に示す区域		
北条町栗田地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町栗田字奥谷、字下岡、 字西法寺、字小泉、字カスガ谷及 び字前田の各一部並びに北条町横 尾字小泉の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
北条町東高室地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町東高室字宿の全部並びに字宮ノ本、字西ノ出口、字海道林、字五代田、字大新田、字コブチ、字西中野、字皿池、字東中野、字中野、字大澤、字東代、字京尾、字向林、字荒神山裏、字荒神山及び字薬師の各一部、段下町字戸中の一部並びに鎮岩町字コブチの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日 (平成26年7月25日 (令和元年10月18日
	加西市北条町東高室字大新田、字 皿池、字東中野、字中野、字東代及 び字京尾の各一部、段下町字戸中 の一部並びに鎮岩町字コブチの一 部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成25年2月26日 (令和元年10月18日
北条町西高室地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町西高室字村中の全部 並びに字清水田、字大溝、字薬師 谷、字木ノ下、字村下、字大坪及び 字和田の各一部並びに北条町西南 字馬ケ谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
北条町東南地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町東南字一ノ谷、字岩 ケ鼻及び字村内の各一部並びに北 条町西南字菊ヶ谷及び字谷田の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
北条町西南地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町西南字西下池尻、字 東垣内、字東奥谷、字菊ヶ谷、字西 奥谷、字片山、字大坪、字大道、字 馬ケ谷及び字谷田の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
北条町黒駒地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町黒駒字打乗、字住吉 前、字寺前及び字大将軍の全部並 びに字向山、字宮前、字女鹿山及 び字中野の各一部、市村町字狭間、 字栗山及び字上森竹の各一部並び に北条町北条字菊ケ谷の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
	加西市北条町黒駒字打乗、字住吉 前、字寺前、字大将軍、字向山、字 女鹿山及び字中野の各一部並びに	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業	平成26年7月25日

	市村町字狭間及び字栗山の各一部で別図に示す区域	所区域型) に建築できる 建築物	
女鹿山自治区地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町黒駒字女鹿山及び字 宮ノ前の各一部並びに西上野町字 女鹿山及び字東女鹿山の各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市谷町字油谷、字塚ノ坪、字 岩井、字西垣内、字岡田、字内畑、 字宮森、字宝前、字土真田、字堂ノ 前及び字ヲタの各一部、北条町小 谷字財ノ元及び字中溝の各一部並 びに北条町北条字古市場の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
西谷東町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西谷町字上渡り、字北渡り、字西渡、字渡、字天神谷、字生姜谷、字葉ノ木、字上葉ノ木、字カズラ谷、字深田、字宝及び字下桜の各一部、谷町字溝ノ上、字餅田及び字稈田の各一部、西上野町字上平田の一部並びに窪田町字上向の一部で別図に示す区域		平成19年4月3日 (平成26年7月25日
	加西市西谷町字葉ノ木、字深田、字宝及び字下桜の各一部、谷町字 餅田及び字稈田の各一部、西上野町字上平田の一部並びに窪田町字 上向の一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成26年7月25日
西谷西町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西谷町字観音谷、字東観音谷、字行安谷、字上渡り、字西渡、字西荒木及び字椎野の各一部並びに畑町字千軒寺の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日
	加西市西谷町字観音谷、字上渡り、 字西渡及び字椎野の各一部で別図 に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成26年7月25日
畑町地区 条例別表第3の2 の項	加西市畑町字西入角、字大堺、字網ヶ谷、字薬女及び字此芝の各一部で別図に示す区域	別表第1の22の項に規 定する工場、店舗等周辺 区域(畑町県道三木宍粟 線沿道産業施設集積型) に建築できる建築物	令和3年7月2日
畑町地区 条例別表第3の3 の項	加西市畑町字山ケ谷、字梶ケ谷、 字貝間、字今善寺、字老ノ前、字佐 無伊、字上山、字馬場、字中芝、字	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日

	網ケ谷、字柳ノ元、字井ノ上、字風 目、字大崎、字乗末、字鳥居元、字 門田、字片山、字千軒寺、字土師縄 手、字大池ノ下、字内垣内、字ニタ ス、字中溝、字盆野、字居垣内、字 法花谷、字箸谷、字倉狭間、字寺 尾、字薮田、字丸山、字平谷、字庵 屋敷、字久谷及び字太葉谷の各一 部で別図に示す区域		
	加西市畑町字山ケ谷、字貝間、字 馬場、字中芝、字柳ノ元、字門田、 字千軒寺、字土師縄手、字ニタス、 字倉狭間、字寺尾、字薮田及び字 太葉谷の各一部で別図に示す区域	定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業	平成26年7月25日
芝自治区地区 条例別表第3の3 の項	加西市畑町字東入角、字太葉谷及 び字中芝の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
窪田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市窪田町字平林、字沖田、字 門ノ下、字桑原、字中向、字上向、 字堂ノ越、字大井、字田中、字中ノ 谷及び字境垣内の各一部並びに西 上野町字平林の一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
吸谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市吸谷町字坂ノ脇、字高倉山、字堂ノ上、字中ノロ、字藤谷、字馬場ノ下、字観音垣内、字北山及び字石畑の各一部並びに窪田町字平林の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
西上野町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西上野町字西村中、字八反 田、字東村中、字上平田、字中平 田、字平林、字井通、字村前及び字 下平田の各一部並びに谷町字土真 田及び字ヲタの各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
西上野町地区 条例別表第3の5 の項	加西市西上野町字平林及び字西村 中の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物	平成24年6月26日
市村町地区 条例別表第3の3 の項	加西市市村町字西ノ垣内及び字堂 田の全部並びに字西ノ樋、字北ノ 下、字北ノ上、字大歳前、字谷ヶ 坂、字岡ノ上、字栗山及び字女鹿 田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
	加西市市村町字西垣ノ内、字西ノ 樋、字北ノ下、字堂田、字栗山及び	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等	平成25年2月26日 (平成26年7月25日)

	字女鹿田の各一部で別図に示す区域	区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	(令和2年8月7日)
坂元町地区 条例別表第3の3 の項	加西市坂元町字筋違、字西宅地、 字東宅地、字蓮町、字井ノ上、字向 ヒ山、字南宅地、字神田、字丸山、 字久斗谷、字狭間、字内町、字瓜 家、字柳坪、字生乗り、字宮ノ西及 び字舞台の各一部、市村町字上森 竹、字壱反条、字下森竹、字大下、 字狭間及び字片山の各一部並びに 福居町字馬橋の一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
	加西市坂元町字瓜家、字生乗り及び字宮ノ西の各一部並びに市村町字上森竹、字下森竹、字大下、字狭間及び字片山の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成25年2月26日 (平成26年7月25日)
福居町地区 条例別表第3の3 の項	加西市福居町字西谷、字岩井、字 奥ノ谷、字寺前、字上ノ山下、字首 通り、字前通、字東谷、字反田、字 福居、字上中田、字奥ノ谷、字高 宮、字下中田、字西野谷、字西ノ 谷、字上ハサマ、字狭間、字久斗 谷、字津ノ内及び字荒掘りの各一 部並びに坂元町字宮ノ西及び字久 斗谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
谷口町地区 条例別表第3の3 の項	加西市谷口町字村中及び字カタガ リの全部並びに字西ノガワ、字厳 嶌、字谷畑、字西ノ下、字井ノ坪、 字石坪、字上後口及び字後口の各 一部で別図に示す区域		平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
吉野町地区 条例別表第3の3 の項	加西市吉野町字下垣内、字三反田、字前垣内、字野垣内、字無現山及び字作垣内の各一部、山下町字新池尻の一部、福居町字下り松、字野添及び字馬橋の各一部並びに坂元町字向イ山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
鶉野中町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鶉野町字東上沢、字東中沢、 字西上条及び字東中条の各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成26年7月25日 (令和元年10月18日)
	加西市鶉野町字東上沢、字東中沢、 字西上条及び字東中条の各一部で 別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業	平成26年7月25日 (令和元年10月18日)

		所区域型) に建築できる 建築物	
鶉野中町地区 条例別表第3の5 の項	加西市鶉野町字西中条の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規 定する工場等誘導区域 (加西市既存事業所活 用型(拡張タイプ))に 建築できる建築物	令和2年8月7日
北条町古坂地区 条例別表第3の3 の項	加西市北条町古坂字奥谷口、字来 光、字下来光、字西山、字坂ノ谷、 字松笠、字芝中、字古戸及び字菰 池の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成26年7月25日
	加西市北条町古坂字奥谷口、字来 光、字西山及び字坂ノ谷の各一部 で別図に示す区域	別表第1の7の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型(住宅市街地隣 接タイプ)) に建築でき る建築物	平成26年7月25日
中野町地区 条例別表第3の3 の項	加西市中野町字上山、字南上山、 字南村上及び字伯父ケ谷の各一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成26年7月25日
	加西市中野町字上山、字南上山、字南村上及び字伯父ケ谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所区域型)に建築できる 建築物	平成26年7月25日

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

区域の名称	建築できる建築物の用途
区域の名称 1 工場、店舗等 周辺区域(中国 道加西インター 北部産業施設集 積型)	建築できる建築物の用途 次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの(別表第2の1の項に定めるものに限る。) (1) 工場その他これに類するもの(建築基準法(昭和25年法律201号)別表第2(る)の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。) (2) 店舗、飲食店その他これらに類するもの(建築基準法別表第2(は)の項第5号に規定する建築物に限る。) (3) 事務所その他これに類するもの(暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第6号に掲げる暴力団事務所等(以下「暴力団事務所等」という。)を除く。) (4) 自動車車庫 (5) 倉庫 (6) 研究所その他これに類するもの (7) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの (8) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域への貢献、地区の意向等を踏まえ
	て地域振興のために特に必要があると認めるもの

(9) 前各号の建築物に附属するもの 2 工場、店舗等 次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの (1) 工場その他これに類するもの(建築基準法別表第2(る)の項第1号(1)から(22) 周辺区域(県道 大和北条停車場 まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。) 線沿道産業施設 (2) 事務所その他これに類するもの(暴力団事務所等を除く。) 集積型) (3) 自動車車庫 (4) 倉庫 (5) 研究所その他これに類するもの (6) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの (7) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域 における環境の保全上支障がなく、かつ、地域への貢献、地区の意向等を踏まえ て地域振興のために特に必要があると認めるもの (8) 前各号の建築物に附属するもの 3 工場、店舗等 次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの 周辺区域(鶉野 (1) 工場その他これに類するもの(建築基準法別表第2(る)の項第1号(1)から(22) 南町国道372号 まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。) 沿道産業集積 (2) 事務所その他これに類するもの(暴力団事務所等を除く。) 型) (3) 自動車車庫 (4) 倉庫 (5) 研究所その他これに類するもの (6) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの (7) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域 における環境の保全上支障がなく、かつ、地域への貢献、地区の意向等を踏まえ て地域振興のために特に必要があると認めるもの (8) 前各号の建築物に附属するもの 4 工場、店舗等 ↑次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの(別表第2の2の項に定める 周辺区域(県道 ものに限る。) (1) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 玉野倉谷線沿道 商業・サービス (3) ホテル又は旅館(専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設であると市長 施設集積型) が認めるもの及び加西市モーテル類似施設の建築の規制に関する条例(昭和57年 加西市条例第20号) 第3条第1項に規定する市長の同意を得られないものを除 < 。) (4) 店舗、飲食店その他これらに類するもの(建築基準法別表第2(は)の項第5 号に規定する建築物に限る。) (5) 市内生産品の売場(その床面積の合計が延べ面積の20分の1以上又は50㎡以上 のもの)を常時設置する物品販売業を営む店舗又は飲食店(地域振興に資すると 市長が認めるものに限る。) (6) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域 における環境の保全上支障がなく、かつ、地域への貢献、地区の意向等を踏まえ て地域振興のために特に必要があると認めるもの (7) 前各号の建築物に附属するもの 5 工場、店舗等 次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの(別表第2の3の項に定める 周辺区域(県道 ものに限る。) 玉野倉谷線沿道 (1) 工場その他これに類するもの(建築基準法別表第2(る)の項第1号(1)から(22) 流通業施設集積 まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。)

型)

- ② 店舗、飲食店その他これらに類するもの(建築基準法別表第2(は)の項第5 号に規定する建築物に限る。)
- ③ 事務所その他これに類するもの(暴力団事務所等を除く。)
- (4) 自動車車庫
- (5) 倉庫
- (6) 研究所その他これに類するもの
- (7) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの
- (8) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域 における環境の保全上支障がなく、かつ、地域への貢献、地区の意向等を踏まえ て地域振興のために特に必要があると認めるもの
- (9) 前各号の建築物に附属するもの

小規模事業所区 域型)

6 地域活力再生 | 旧条例別表第3の4の項に規定する建築物(ただし、次の各号に掲げるものを除く。)

- 等区域(地縁者 | (1) 建築基準法別表第2(に)の項第3号、(り)の項第2号並びに(る)の項第1 号、第2号及び第3号に掲げるもの
 - (2) 結婚式場、葬儀場その他これらに類するもの
 - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃掃 法施行令」という。) 第7条各号に掲げるもの及びその管理施設
 - (4) 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効 利用促進法」という。)第2条第13項に規定する指定副産物を破砕施設等を用いて 再資源化する施設及びその管理施設
 - (5) 暴力団事務所等
 - (6) 前各号の建築物に附属するもの

小規模事業所区

地隣接タイプ))

7 地域活力再生 旧条例別表第3の4の項に規定する建築物(ただし、次の各号に掲げるものを除く。)

- 等区域(地縁者 | (1) 建築基準法別表第2(に)の項第3号、(り)の項第2号並びに(る)の項第1 号、第2号及び第3号に掲げるもの
- 域型(住宅市街 | ② 結婚式場、葬儀場その他これらに類するもの
 - ③ 廃掃法施行令第7条各号に掲げるもの及びその管理施設
 - (4) 資源有効利用促進法第2条第13項に規定する指定副産物を破砕施設等を用いて 再資源化する施設及びその管理施設
 - (5) 暴力団事務所等
 - (6) 建築基準法別表第2(へ)の項第1号及び第2号に掲げるもの
 - (7) 前各号の建築物に附属するもの

等区域(西笠原

8 地域活力再生 | 次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの(別表第2の4の項に定める ものに限る。)

グリーンタウン

型)

- (l) 戸建ての住宅
- (2) 戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの(兼用できる用途は、建築基準 法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の3各号に規定するもの(暴力団事務
- 所等を除く。) 又は診療所に限る。) ③ 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿
- (4) 学校、図書館その他これらに類するもの(建築基準法別表第2(い)の項第4 号に規定する建築物に限る。)
- (5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- (6) 診療所
- (7) 店舗、飲食店その他これらに類するもの(建築基準法別表第2(は)の項第5 号に規定する建築物に限る。)
- (8) 事務所その他これに類するもの(暴力団事務所等を除く。)

- (9) 公民館、集会所その他これらに類するもの (周辺地域の住民を対象とするもの に限る。)
- (11) 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に 関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項若しくは第2項の規定による認 定を受けるもの又は同条第3項の規定による公示がなされるものに限る。)
- (11) 前各号の建築物に附属するもの

9 工場等誘導区 事業所活用型 (拡張タイプ))

市街化調整区域(過去に市街化調整区域であったが、区域区分の変更により現在市街 域(加西市既存 | 化調整区域以外である土地は除く。)に建築されてから通算して10年以上営まれてい る事業所の事業環境の改善のために行う当該事業所の建て替えに係る建築物(別表 第2の5の項に定めるものに限る。)で、次の各号のいずれかに該当するもの(ただ し、別表第3に掲げる地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所(以下「地域の経 済基盤を活かした事業を営む事業所」という。) であって、本項に該当する建築物と して許可を受けて建築された事業所の建て替えについては、上記「10年以上」を「5 年以上」と読み替える。)

- (1) 工場その他これに類するもの(建築基準法別表第2(る)の項第1号(1)から(22) まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。)
- ② 事務所その他これに類するもの(暴力団事務所等を除く。)
- ③ 倉庫(倉庫業を営むものを除く。)
- (4) 研究所その他これに類するもの
- (5) 前各号の建築物に附属するもの

域(加西市既存 事業所活用型 (用途変更タイ プ))

10 工場等誘導区 | 廃業等により業種又は事業者が変更され、現敷地において引き続き営まれる地域の 経済基盤を活かした事業を営む事業所(別表第2の6の項に定めるものに限る。)で、 次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 工場その他これに類するもの(建築基準法別表第2(る)の項第1号(1)から(22) まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。)
- (2) 事務所その他これに類するもの(製造業を営む事業の用に供するもの又は主に 製造業を営むものと取引のある若しくは取引をしようとしている一般貨物自動車 運送業(特別積合せ貨物運送業を除く。)、特定貨物自動車運送業若しくは貨物軽 自動車運送業を営む事業の用に供するものに限る。)
- ③ 倉庫(倉庫業を営むものを除く。)
- (4) 研究所その他これに類するもの
- (5) 前各号の建築物に附属するもの

11 工場等誘導区 域(加西市地域 産業振興型)

地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所(別表第2の7の項に定めるものに限 る。)で、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 工場その他これに類するもの(建築基準法別表第2(る)の項第1号(1)から(22) まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。)
- (2) 事務所その他これに類するもの(製造業を営む事業の用に供するもの又は主に 製造業を営むものと取引のある若しくは取引をしようとしている一般貨物自動車 運送業(特別積合せ貨物運送業を除く。)、特定貨物自動車運送業若しくは貨物軽自 動車運送業を営む事業の用に供するものに限る。)
- ③ 倉庫(倉庫業を営むものを除く。)
- (4) 研究所その他これに類するもの
- ⑤ 前各号の建築物に附属するもの

区域(鶉野飛行| 場南部歴史資源

12 地域資源活用 | 市長が本地区固有の地域資源の活用に資すると認める建築物で、次の各号のいずれ かに該当するもの

(1) 休憩所

活用型) (2) 公衆便所 (3) 展示施設 (4) 前3号の建築物に附属するもの 13 地域活力再生 開発区域周辺の市街化調整区域(区域区分の変更により市街化調整区域から市街化 等区域 (加西市 | 区域 (現在工業地域又は工業専用地域である土地に限る。) となった土地を含む。) に 通算して10年以上居住する者(以下この表において「地縁者」という。)、地縁者の配 地縁者等住宅 型) 偶者又は地縁者の2親等以内の者が、定住のために必要とする建築物(別表第2の8 の項に定めるものに限る。)であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 自己の居住の用に供する戸建ての住宅 (2) 前号の建築物に附属するもの 14 地域活力再生 居住者の減少に対処する必要がある集落又はその近接地(以下この表において「集落 等区域(加西市 等」という。) へ定住をしようとする者が必要とする建築物(別表第2の9の項に定 新規居住者住宅 めるものに限る。)であって、前項各号のいずれかに該当するもの 型) 15 地域活力再生 | 地縁者、地縁者の配偶者又は地縁者の2親等以内の者が、定住又は地域が必要とする 等区域(加西市 生活利便性の回復に資する事業を伴う定住のために必要とする建築物(別表第2の 地縁者等住宅・ 10の項に定めるものに限る。)であって、次の各号のいずれかに該当するもの 地域生活利便性 (1) 自己の居住の用に供する戸建ての住宅 回復型) (2) 自己の居住の用に供する戸建ての住宅であって、自己、自己の配偶者又はそれ らの者のうちいずれかが役員となっている法人の業務の用に供する事業所(次の いずれかに掲げる用途に供するものに限る。) を兼ねるもの ア 都市計画法第34条第1号後段に規定する建築物の用途 イ 建築基準法施行令第130条の3第2号から第7号までに規定する建築物の用 途(アに掲げる用途を除く。) ウ 診療所 ③ 前2号の建築物に附属するもの 16 地域活力再生 | 集落等への定住又は地域が必要とする生活利便性の回復に資する事業を伴う定住を 等区域(加西市 | しようとする者が必要とする建築物(別表第2の11の項に定めるものに限る。)であ 新規居住者住 って、前項各号のいずれかに該当するもの 宅 • 地域生活利 便性回復型) 17 地域活力再生 地縁者、地縁者の配偶者又は地縁者の2親等以内の者が、定住又は地域が必要とする 等区域(加西市│生活利便性の増進に資する事業を伴う定住のために必要とする建築物(別表第2の 地縁者等住宅・ 12の項に定めるものに限る。)であって、次の各号のいずれかに該当するもの 地域生活利便性 (1) 自己の居住の用に供する戸建ての住宅 増進型) ② 自己の居住の用に供する戸建ての住宅であって、自己、自己の配偶者又はそれ らの者のうちいずれかが役員となっている法人の業務の用に供する事業所(次の いずれかに掲げる用途に供するものに限る。) を兼ねるもの ア 都市計画法第34条第1号後段に規定する建築物の用途 イ 建築基準法施行令第130条の3第2号から第7号までに規定する建築物の用 途(アに掲げる用途を除く。) ウ 診療所 エ ペット美容室(畜舎の用に供する部分の床面積が10㎡未満のものに限る。) オ 動物病院(畜舎の用に供する部分の床面積が10㎡未満のものに限る。) ③ 前2号の建築物に附属するもの

等区域(加西市 新規居住者住 宅・地域生活利 便性増進型)

18 地域活力再生 集落等への定住又は地域が必要とする生活利便性の増進に資する事業を伴う定住を しようとする者が必要とする建築物(別表第2の13の項に定めるものに限る。)であ って、前項各号のいずれかに該当するもの

等区域(加西市 地縁者等小規模 事業所・住宅型)

19 地域活力再生 地縁者、地縁者の配偶者又は地縁者の2親等以内の者が、自己の生計の維持又は定住 のために必要とする建築物(別表第2の14の項に定めるものに限る。)であって、次 の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 自己の居住の用に供する戸建ての住宅
- (2) 自己、自己の配偶者又はそれらの者のうちいずれかが役員となっている法人の 業務の用に供する事業所(次に掲げる用途に供するものを除く。)
 - ア 建築基準法別表第2(ほ)の項第2号及び第3号、(へ)の項第3号及び第5 号並びに(わ)の項第5号に掲げるもの
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。 以下「風営法」という。)第2条第1項、第6項又は第11項に該当する営業に係 ろもの
 - ウ 建築基準法別表第2 (に)の項第3号、(り)の項第2号並びに(る)の項第 1号、第2号及び第3号に掲げるもの
 - エ 結婚式場、葬儀場その他これらに類するもの
 - オ 廃掃法施行令第7条各号に掲げるもの及びその管理施設
 - カ 資源有効利用促進法第2条第13項に規定する指定副産物を破砕施設等を用い て再資源化する施設及びその管理施設
 - キ 暴力団事務所等
 - ク 建築基準法施行令第130条の5の2各号に規定する建築物(建築基準法別表第 2 (わ) の項第5号に掲げるものを除く。)
 - ケ ペット美容室
 - コ 動物病院
- ③ 前号の事業所と自己の居住の用に供する戸建ての住宅を兼ねるもの
- (4) 自己の居住の用に供する戸建ての住宅であって、自己、自己の配偶者又はそれ らの者のうちいずれかが役員となっている法人の業務の用に供する事業所(次の いずれかに掲げる用途に供するものに限る。)を兼ねるもの
 - ア 都市計画法第34条第1号後段に規定する建築物の用途
 - イ 建築基準法施行令第130条の3第2号から第7号までに規定する建築物の用途
 - ウ 診療所
 - エ ペット美容室(畜舎の用に供する部分の床面積が10㎡未満のものに限る。)
 - オ 動物病院(畜舎の用に供する部分の床面積が10㎡未満のものに限る。)
- (5) 自己、自己の配偶者又はそれらの者のうちいずれかが役員となっている法人の 業務の用に供する事業所(次のいずれかに掲げる用途に供するものに限る。)
 - ア 建築基準法施行令第130条の5の2各号に規定する建築物の用途
 - イ ペット美容室(畜舎の用に供する部分の床面積が10㎡未満のものに限る。)
 - ウ 動物病院(畜舎の用に供する部分の床面積が10m²未満のものに限る。)
- (6) 前各号の建築物に附属するもの

等区域(加西市 事業所・住宅型)

20 地域活力再生 | 地縁者、地縁者の配偶者、地縁者の2親等以内の者、開発区域周辺の市街化調整区域 (区域区分の変更により市街化調整区域から市街化区域(現在工業地域又は工業専 地区住民小規模 | 用地域である土地に限る。) となった土地を含む。) に居住する若しくは定住しようと する者が、自己の生計の維持又は定住のために必要とする建築物(別表第2の15の項 に定めるものに限る。) であって、前項各号のいずれかに該当するもの

区域(加西市農 業資源活用型)

21 地域資源活用 | 農業に関する地域資源の活用に資する建築物(別表第2の16の項に定めるものに限 る。) であって、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 次のいずれかに該当する建築物であって、農業に関する地域資源の活用に資す る事業の用に供するもの
 - ア 工場(食料品製造業又は飲料・たばこ・飼料製造業の用に供するものに限る。)
 - イ 倉庫
 - ウ 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの(建築基準法施行令第 130条の5の2第4号又は第130条の5の3第2号に掲げるものに限る。)
 - 工 事務所
 - オ 休憩所又は公衆便所
 - カ 建築基準法施行令第130条の5の2第5号に掲げるもの
- (2) この項の区域内において前号の建築物を使用して農業に関する地域資源の活用 に資する事業を営む者又は当該事業を営む法人(当該事業を営む場所を当該法人 の主たる事業所とするものに限る。次号において同じ。)の役員となっている者が 必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅
- (3) この項の区域内において第1号の建築物を使用して農業に関する地域資源の活 用に資する事業を営む者又は当該事業を営む法人の役員となっている者が必要と する自己の居住の用に供する戸建ての住宅であって、次に掲げる用途を兼ねるも
 - ア 都市計画法第34条第1号後段の規定により建築できる用途
 - イ 建築基準法施行令第130条の3各号の規定により建築できる用途(アに掲げる 用途を除く。)
 - ウ飲食店
- (4) 前3号の建築物に附属するもの

周辺区域(畑町 県道三木宍粟線 沿道産業施設集 積型)

22 工場、店舗等 | 次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの(別表第2の17の項に定める ものに限る。)

- (1) 工場その他これに類するもの(建築基準法別表第2(る)の項第1号(1)から(22) まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。)
- (2) 店舗、飲食店その他これらに類するもの(建築基準法別表第2(は)の項第5号 に規定する建築物に限る。)
- ③ 事務所その他これに類するもの(暴力団事務所等を除く。)
- (4) 自動車車庫
- (5) 倉庫
- (6) 研究所その他これに類するもの
- (7) 一般貨物事業者運送事業、特定貨物運送事業又は貨物軽自動車運送事業の用に 供するもの
- (8) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域に おける環境の保全上支障がなく、かつ、地域への貢献、地区の意向等を踏まえて地 域振興のために特に必要があると認めるもの
- (9) 前各号の建築物に附属するもの

別表第2

区域の名称	建築できる建築物の規模等
1 別表第1の1の項に掲げる工場、店舗等周辺区域(中	別表第1の1の項第2号に該当する建築物にあっては、延べ面積が500㎡ 以下であること。

国道加西インター北部産業 施設集積型)に建築できる建 築物	
2 別表第1の4の項に掲げる工場、店舗等周辺区域(県 道玉野倉谷線沿道商業・サー ビス施設集積型)に建築できる建築物	(i) 別表第1の4の項第1号、第2号又は第4号に該当する建築物にあっては、延べ面積が500㎡以下であること。 (2) 別表第1の4の項第5号に該当する建築物にあっては、店舗又は飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以下であること。
3 別表第1の5の項に掲げ る工場、店舗等周辺区域(県 道玉野倉谷線沿道流通業施 設集積型)に建築できる建築 物	別表第1の5の項第2号に該当する建築物にあっては、延べ面積が500r以下であること。
4 別表第1の8の項に掲げる地域活力再生等区域(西笠原グリーンタウン型)に建築できる建築物	(1) 別表第1の8の項第1号、第2号、第6号、第7号又は第8号に該当する建築物にあっては、延べ面積が280㎡以下であること(戸建ての住宅においては自動車車庫及び物置の用に供される部分の面積を限く。以下この表において戸建ての住宅又は戸建ての住宅で住宅を除い用途を兼ねるものについては同じ。)。 (2) 別表第1の8の項第3号に該当する建築物にあっては、延べ面積が500㎡以下であること。
5 別表第1の9の項に掲げる工場等誘導区域(加西市既存事業所活用型(拡張タイプ))に建築できる建築物	次の各号のいずれにも該当する建築物であること。 (1) 建築物の敷地面積が1,000㎡以下であるか、又は建て替え前の敷地面積の1.5倍を超えないものであること。ただし、地域の経済基盤を流かした事業を営む事業所については建築物の敷地面積が10,000㎡以であるか、又は建て替え前の敷地面積の1.5倍を超えないものとする (2) その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるものであること。 (3) 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。
6 別表第1の10の項に掲げる工場等誘導区域(加西市既存事業所活用型(用途変更タイプ)) に建築できる建築物	次の各号のいずれにも該当する建築物であること。 (1) その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認める。 のであること。 (2) 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。
7 別表第1の11の項に掲げ る工場等誘導区域(加西市地 域産業振興型)に建築できる 建築物	次の各号のいずれにも該当する建築物であること。 (i) 建築物の敷地面積が10,000㎡以下であるか、又は従前の建築物の敷地面積が10,000㎡以下であるか、又は従前の建築物の敷地面積に1.5倍を超えないものであること。 (2) その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるであること。 (3) 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。
8 別表第1の13の項に掲げ る地域活力再生等区域(加西 市地縁者等住宅型)に建築で	次の各号のいずれにも該当する建築物であること。 (1) 建築物の敷地面積(専用通路部分で規模、形状等が適当であるものを除く。)が500㎡以下(敷地面積が500㎡を超え、かつ、1,000㎡未満

兵 庫 県 公 報 きる建築物 である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合 は、当該既存建築物の敷地面積以下)であること。 (2) 延べ面積が280㎡以下(延べ面積が280㎡を超える既存建築物の用途 変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の延 べ面積以下)であること。 ③ 自己若しくは自己の配偶者が建築物の敷地に係る所有権を有するこ と(自己と自己の配偶者が所有権を共有することを含む。以下この表 において同じ。) 又は自己若しくは自己の配偶者が直系尊属の者から所 有者の地位を承継することが確実であること。 9 別表第1の14の項に掲げ 前項第1号及び第2号に該当する建築物であること。 る地域活力再生等区域(加西 市新規居住者住宅型)に建築 できる建築物 10 別表第1の15の項に掲げ 次の各号のいずれにも該当する建築物であること。 (1) 建築物の敷地面積(専用通路部分で規模、形状等が適当であるもの る地域活力再生等区域(加西 市地縁者等住宅・地域生活利 を除く。) が500㎡以下(敷地面積が500㎡を超え、かつ、1,000㎡未満 便性回復型)に建築できる建 である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合 築物 は、当該既存建築物の敷地面積以下)であること。 ② 延べ面積が280㎡以下(延べ面積が280㎡を超える既存建築物の用途 変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の延 べ面積以下)であること。 ③ 自己若しくは自己の配偶者が建築物の敷地に係る所有権を有する又 は自己若しくは自己の配偶者が直系尊属の者から所有者の地位を承継 することが確実であること。 (4) 別表第1の15の項第2号に該当する建築物にあっては、前3号に掲 げる要件のほか、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 ア 別表第1の15の項第2号に掲げる用途に供する部分の床面積が50 m以下であること(同号ウの用途を除く。)。 イ 延べ面積の2分の1以上を自己の居住の用に供すること。 ウ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものである こと。 前項第1号、第2号及び第4号に該当する建築物であること。 11 別表第1の16の項に掲げ る地域活力再生等区域(加西 市新規居住者住宅 · 地域生活 利便性回復型)に建築できる 建築物 次の各号のいずれにも該当する建築物であること。 12 別表第1の17の項に掲げ る地域活力再生等区域(加西 | (1) 建築物の敷地面積(専用通路部分で規模、形状等が適当であるもの 市地縁者等住宅・地域生活利 を除く。) が500m以下 (敷地面積が500mを超え、かつ、1,000m未満 便性増進型)に建築できる建 である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合 築物 は、当該既存建築物の敷地面積以下)であること。 ② 延べ面積が280㎡以下(延べ面積が280㎡を超える既存建築物の用途

③ 自己若しくは自己の配偶者が建築物の敷地に係る所有権を有する又

変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の延

べ面積以下)であること。

することが確実であること。

- (4) 別表第1の17の項第2号に該当する建築物にあっては、前3号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - ア 別表第1の17の項第2号に掲げる用途に供する部分の床面積が50 m以下であること(同号ウ及びオの用途を除く。)。
 - イ 延べ面積の2分の1以上を自己の居住の用に供すること。
 - ウ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものである こと。
- 13 別表第1の18の項に掲げ る地域活力再生等区域(加西 市新規居住者住宅・地域生活 利便性増進型)に建築できる 建築物

前項第1号、第2号及び第4号に該当する建築物であること。

14 別表第1の19の頃に掲げる地域活力再生等区域(加西市地縁者等小規模事業所・住宅型)に建築できる建築物

14 別表第1の19の項に掲げ 次の各号に掲げる建築物に応じ、当該各号に定める要件に該当する建築 る地域活力再生等区域(加西 物であること。

- (1) 別表第1の19の項第1号に該当する建築物
 - ア 建築物の敷地面積(専用通路部分で規模、形状等が適当であるものを除く。)が500㎡以下(敷地面積が500㎡を超え、かつ、1,000㎡未満である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の敷地面積以下)であること。
 - イ 延べ面積が280㎡以下(延べ面積が280㎡を超える既存建築物の用 途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物 の延べ面積以下)であること。
 - ウ 自己若しくは自己の配偶者が建築物の敷地に係る所有権を有する 又は自己若しくは自己の配偶者が直系尊属の者から所有者の地位を 承継することが確実であること。
- ② 別表第1の19の項第2号に該当する建築物
 - ア 建築物の敷地面積が1,000㎡未満(敷地面積が1,00㎡以上かつ 2,000㎡以下である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増 改築を行う場合は、当該既存建築物の敷地面積以下)であること。
 - イ 建築物の建築面積が600㎡未満 (建築面積が600㎡以上かつ1,000㎡ 未満である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行 う場合は、当該既存建築物の建築面積以下)であること。
 - ウ 建築物の建築にあたって土地の形質の変更を伴う場合にあって は、当該変更が都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当 しないものであること。
 - エ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。
- ③ 別表第1の19の項第3号に該当する建築物
 - ア 事業所の用に供する部分の床面積の割合が延べ面積の 2 分の 1 以上の場合にあっては、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
 - (7) 建築物の敷地面積が1,000㎡未満 (敷地面積が1,000㎡以上かつ 2,000㎡以下である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて 増改築を行う場合は、当該既存建築物の敷地面積以下) であること。
 - (4) 自己の居住の用に供する部分の床面積が280㎡以下であること。

- (f) 建築物の建築面積が600㎡未満 (建築面積が600㎡以上かつ1,000 ㎡未満である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の建築面積以下)であること。
- イ 事業所の用に供する部分の床面積の割合が延べ面積の2分の1未 満の場合にあっては、次に掲げる要件のいずれにも該当するもので あること。
 - (7) 建築物の敷地面積(専用通路部分で規模、形状等が適当であるものを除く。)が500㎡以下(敷地面積が500㎡を超え、かつ、1,000㎡未満である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の敷地面積以下)であること。
 - (4) 延べ面積が280㎡以下(延べ面積が280㎡を超える既存建築物の 用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建 築物の延べ面積以下)であること。
- ウ 自己若しくは自己の配偶者が建築物の敷地に係る所有権を有する 又は自己若しくは自己の配偶者が直系尊属の者から所有者の地位を 承継することが確実であること。
- エ 建築物の建築にあたって土地の形質の変更を伴う場合にあって は、当該変更が都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当 しないものであること。
- オ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。
- (4) 別表第1の19の項第4号に該当する建築物
 - ア 建築物の敷地面積(専用通路部分で規模、形状等が適当であるものを除く。)が500㎡以下(敷地面積が500㎡を超え、かつ、1,000㎡未満である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の敷地面積以下)であること。
 - イ 延べ面積が280㎡以下(延べ面積が280㎡を超える既存建築物の用 途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物 の延べ面積以下)であること。
 - ウ 延べ面積の2分の1以上を自己の居住の用に供すること。
 - エ 自己若しくは自己の配偶者が建築物の敷地に係る所有権を有する 又は自己若しくは自己の配偶者が直系尊属の者から所有者の地位を 承継することが確実であること。
 - オ 建築物の建築にあたって土地の形質の変更を伴う場合にあって は、当該変更が都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当 しないものであること。
 - カ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。
- ⑤ 別表第1の19の項第5号に該当する建築物
 - ア 建築物の敷地面積(専用通路部分で規模、形状等が適当であるものを除く。)が500㎡以下(敷地面積が500㎡を超え、かつ、1,000㎡ 未満である既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の敷地面積以下)であること。
 - イ 延べ面積が200㎡以下(延べ面積が200㎡を超える既存建築物の用 途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物 の延べ面積以下)であること。
 - ウ 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものである こと。

る地域活力再生等区域(加西市 型)

15 別表第1の20の項に掲げ | 次の各号に掲げる建築物に応じ、当該各号に定める要件に該当する建築 物であること。

- 地区住民小規模事業所・住宅 | (1) 別表第1の19の項第1号に該当する建築物 前項第1号ア及びイに 該当するものであること。
 - ② 別表第1の19の項第2号に該当する建築物 前項第2号アからエま でに該当するものであること。
 - ③ 別表第1の19の項第3号に該当する建築物 前項第3号ア、イ、エ 及び才に該当するものであること。
 - (4) 別表第1の19の項第4号に該当する建築物 前項第4号アからウま で、才及びカに該当するものであること。
 - ⑤ 別表第1の19の項第5号に該当する建築物 前項第5号アからウま でに該当するものであること。

16 別表第1の21の項に掲げ 農業資源活用型)

次の各号に掲げる建築物に応じ、当該各号に定める要件に該当する建築 る地域資源活用区域(加西市 │物であること。ただし、第1号に限り、雇用人数、市内生産品の使用量 などから特に加西市の農業発展に資すると市長が認める場合はこの限り ではない。

- (1) 別表第1の21の項第1号ア又はイに該当する建築物 延べ面積が 1,500㎡以下であること。
- ② 別表第1の21の項第1号ウ、エ、オ又はカに該当する建築物 延べ 面積が500㎡以下であること。
- ③ 別表第1の21の項第2号に該当する建築物 延べ面積が280㎡以下 (延べ面積が280m²を超える既存建築物の用途変更又は用途変更と併 せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の延べ面積以下)であるこ
- (4) 別表第1の21の項第3号に該当する建築物 次に掲げる要件のいず れにも該当すること。
 - ア 延べ面積が280㎡以下(延べ面積が280㎡を超える既存建築物の用 途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物 の延べ面積以下)であること。
 - イ 延べ面積の2分の1以上を自己の居住の用に供すること。
 - ウ 別表第1の21の項第3号に掲げる用途に供する部分の床面積が50 m²以下であること。
- る工場、店舗等周辺区域(畑 以下であること。 町県道三木宍粟線沿道産業 施設集積型)

17 別表第1の22の項に掲げ │ 別表第1の22の項第2号に該当する建築物にあっては、延べ面積が500㎡

兵庫県告示第741号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例 第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和3年7月2日

神戸県民センター長 西 躰 和 美

- 1 重要調整池の所在地 神戸市西区押部谷町和田字ワラタニ472-7外
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

	<u> </u>	
名称	住 所	代表者の氏名
神戸市建設局西建設事務所	神戸市西区玉津町今津字宮の西333―1	原 正太郎

公告

環境影響評価方法書に係る説明会の開催

環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第7条の2の規定により、都市計画対象道路事業に係る環境影響評価方法書の説明会を開催する。

令和3年7月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画決定権者の名称

名称 代表者の氏名 住所

兵庫県 兵庫県知事 井 戸 敏 三 神戸市中央区下山手通五丁目10番1号 神戸市 神戸市長 久 元 喜 造 神戸市中央区加納町六丁目5番1号

- 2 都市計画対象道路事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称

(仮称)播磨臨海地域道路(第二神明~広畑)

- (2) 種類
 - 一般国道の改築
- (3) 規模

延 長 約36キロメートル

車線数 4車線

- 3 都市計画対象道路事業が実施されるべき区域
 - 神戸市、明石市、加古郡稲美町、加古郡播磨町、加古川市、高砂市及び姫路市
- 4 都市計画対象道路事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 神戸市、明石市、加古郡稲美町、加古郡播磨町、加古川市、高砂市及び姫路市
- 5 説明会の開催を予定する日時及び場所
- (1) 令和3年7月31日(土) 午前10時から午前12時まで 播磨町役場第1庁舎 加古郡播磨町東本荘一丁目5番30号
- ② 令和3年8月1日(日) 午前10時から午前12時まで 市民ホール 明石市本町一丁目1番32号
- (3) 令和3年8月1日(日) 午後2時から午後4時まで 西区役所岩岡出張所 神戸市西区岩岡町922番 地1
- (4) 令和3年8月3日(火) 午後7時から午後9時まで 広畑市民センター 姫路市広畑区正門通一丁目 7番地3
- (5) 令和3年8月4日(水) 午後7時から午後9時まで 飾磨市民センター 姫路市飾磨区玉地一丁目27番地
- (6) 令和3年8月5日(木) 午後7時から午後9時まで 東市民センター 姫路市花田町加納原田888番地 1
- (7) 令和3年8月6日(金) 午後7時から午後9時まで 灘市民センター 姫路市白浜町宇佐崎中二丁目 520番地
- (8) 令和3年8月9日(月) 午後1時から午後3時まで 稲美町役場新館 加古郡稲美町国岡一丁目1番 地
- (9) 令和3年8月10日(火) 午後7時から午後9時まで 稲美町役場新館 加古郡稲美町国岡一丁目1番 地
- ⑩ 令和3年8月17日(火) 午後7時から午後9時まで 平岡公民館 加古川市平岡町土山699番地2
- (11) 令和3年8月18日(水) 午後7時から午後9時まで 尾上公民館 加古川市尾上町池田1804番地1
- (2) 令和3年8月20日(金) 午後7時から午後9時まで 高砂市役所南庁舎 高砂市荒井町千鳥二丁目2番16号

- (3) 令和3年8月21日(土) 午前10時から午前12時まで 高砂市役所南庁舎 高砂市荒井町千鳥二丁目2番16号
- (4) 令和3年8月24日(火) 午後7時から午後9時まで 別府公民館 加古川市別府町宮田町3番地3
- 6 間合せ先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課施設班

電話 (078) 362-4307

神戸市都市局都市計画課

電話 (078) 595-6702

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和3年7月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャンボスクエア川西

所在地 川西市栄町813番地1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 名称 合同会社西友

住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

代表者の氏名 株式会社西友ホールディングス

大久保 恒 夫

- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ア 変更前

名称 合同会社西友

住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

代表者の氏名 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー

イ 変更後

名称 合同会社西友

住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

代表者の氏名 株式会社西友ホールディングス

大久保 恒 夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ア 変更前

名称住所代表者の氏名株式会社チョダ東京都杉並区荻窪四丁目30番16号澤 木 祥 二株式会社しまむらさいたま市北区宮原町2-19-4北 島 常 好株式会社ニトリ札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号白 井 俊 之

外5者

イ 変更後

名称住所代表者の氏名株式会社チョダ東京都杉並区荻窪四丁目30番16号杉 山 忠 雄株式会社しまむらさいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号鈴 木 誠株式会社ニトリ札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号武 田 政 則

外4者

4 変更年月日

令和3年3月1日ほか

5 届出年月日

令和3年6月8日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和3年7月2日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和3年11月2日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和3年7月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 西友多田店

所在地 川西市緑台五丁目1-108

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 名称 合同会社西友

住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

代表者の氏名 株式会社西友ホールディングス

大久保 恒 夫

- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 合同会社西友

住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

代表者の氏名 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー

イ 変更後

名称 合同会社西友

住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

代表者の氏名 株式会社西友ホールディングス

大久保 恒 夫

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 合同会社西友

住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

代表者の氏名 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー

イ 変更後

名称 合同会社西友

住所 東京都北区赤羽二丁目1番1号

代表者の氏名 株式会社西友ホールディングス

大久保 恒 夫

4 変更年月日

令和3年3月1日

5 届出年月日

令和3年6月8日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和3年7月2日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和3年11月2日

(2) 提出先

兵庫県上整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

県議会事務局公告

兵庫県議会情報公開条例の運用状況

兵庫県議会情報公開条例 (平成12年兵庫県条例第45号) 第34条の規定により、令和2年度における運用状況 を次のとおり公表する。

令和3年7月2日

兵庫県議会議長 藤 本 百 男

1 公文書公開及び審査請求の状況

(単位:件)

			公 文	書の	公 開		
区	分	請求件数		処 理	状 況		審査請求 件 数
		雨水汁数	公 開	部分公開	非公開	その他	
件	数	2	2	0	0	0	0

2 情報提供の状況 提供件数147件

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第65号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、指定した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号(市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和3年7月2日

兵庫県選挙管理委員会

丰工 助士			委員長	石	堂	則本
表西脇市の項中 「						
	西脇市コミュニティセンター重 地区会館	重春・野村	西脇市野村町茜が丘 16一 1	1		
2						
- [
	西脇市コミュニティセンター重 地区会館	春・野村	西脇市野村町茜が丘 16―1	-		
	西脇市市民交流施設オリナスホ	ニール	西脇市下戸田128—1			
		1				
こ改める。						